

公 示

第五管区海上保安本部長公示第 34 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 6 年 10 月 24 日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 四国地方整備局 高知河川国道事務所
事務所長 渡邊 国広

（2）住 所 高知県高知市六泉寺町 9 6 番地 7

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 高知海岸（物部川河口～南国地区、香南地区）
（別添付図のとおり）

（2）期 間 令和 6 年 11 月 15 日から
令和 7 年 1 月 15 日まで

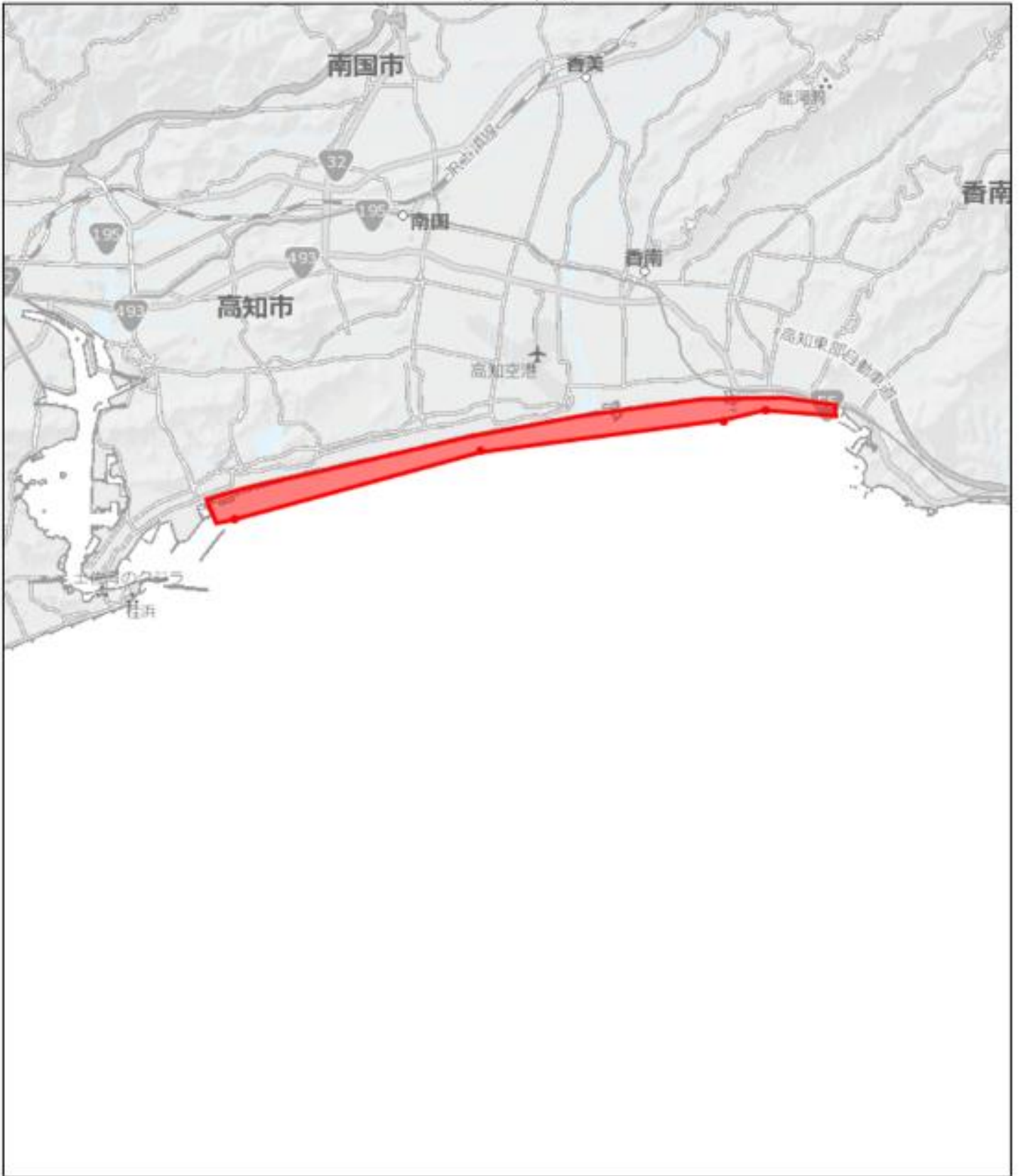
3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深を実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚する。

付 図



海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

 : 測量区域

出典: 海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/>)